令和９年度

稲敷市
放課後児童クラブ
入所のご案内



稲敷市　保健福祉部　こども支援課

TEL 029-892-2000

令和８年１１月作成

○はじめに

・放課後児童クラブへの入所は、ご家庭で十分に相談したうえでお申込みください。

・本案内をよくお読みいただき、書類の準備をお願いいたします。

・必要書類がすべて揃ってから、申込みをお願いいたします。

・書類提出後に、書類の不備が判明した場合は、すみやかに改善をお願いいたします。

○令和９年度稲敷市放課後児童クラブの変更点（R9.4.1 以降適用）

①「育児休業期間中」の児童クラブの取り扱いについて

【変更前】

「育児休業期間中」は入所の対象となりません。（出産予定月後２か月間を除く）

↓

【変更後】

原則、ご家庭での保育をお願いいたしますが、対応が困難な場合は児童クラブでの預かりを継続いたしますので、こども支援課までご相談ください。

※育児休業となる前から、児童クラブを利用しているご家庭に限ります。
育児休業開始後の新規入所はできません。

②児童クラブの設置・定員の変更について

【変更前】

高田地区児童クラブ　　定員　40
あずま西地区児童クラブ　　定員　40
あずま北地区児童クラブ　　定員　40

↓

【変更後】

高田地区児童クラブ　　定員　30
あずま西地区児童クラブ第一・第二　定員　60

あずま北小学校とあずま西小学校の統合に伴い、あずま北地区児童クラブを廃止し、あずま西地区児童クラブを２支援（2 クラス）として運営いたします。

高田地区児童クラブの定員については、使用している部屋の面積を考慮し、変更いたします。

○設置の目的

放課後児童クラブは、**保護者等（注１）**が就労や疾病等の理由で昼間家庭にいない児童に対して、遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

（注１）保護者等とは、父母のほか下記に該当する方を含みます。

○児童と同世帯、同敷地に住む父方の祖父母、母方の祖父母

※６５歳未満の方は各証明書が必要になります。

児童クラブは、就労等により昼間、保護者が**児童の面倒がみられない時間をサポートする場所**です。趣旨をご理解のうえ適正利用にご協力ください。

○対象となる児童および入所期間

対象となる児童は、下記のいずれかの事情により保護者等が昼間家庭に居ない、市内の小学校に在学する児童です。１年生から６年生まで全学年を対象とします。

No.	入　所　事　由		入所できる期間（必要書類は P5 へ）
１	就　労	居宅外または居宅内の就労のため ※家庭菜園による農業・出荷をしていない農業は就労となりません。	就労する期間
２	求職活動	仕事を探すため	入所から３か月 （指定期限内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります）
３	就　学	学校へ通うため	就学する期間
４	出　産	出産のため	出産予定月とその前後２か月間
５	病　気	疾病、もしくは負傷のため	入所を必要とする期間
	障がい	心身に障がいを有しているため	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護するため	
６	災　害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため	災害復旧が完了するまでの期間

・家族が就労等を終え、迎えの時間（到着までに通常要するであろうと思われる時間）が「小学１年生で１４時前・小学２年生以上で１５時前」は対象となりません。

・入所者多数のため、長期休業期間中は求職活動を事由に入所することはできません。

・**「育児休業期間中」は原則、ご家庭での保育をお願いいたしますが、対応が困難な場合は児童クラブでの預かりを継続いたしますので、こども支援課までご相談ください。**
※この対応は、育児休業となる前から、児童クラブを利用しているご家庭に限ります。

・児童クラブは年度運営のため、入所期間は最長で令和９年４月１日から令和 10 年３月３１日までとなります。
次年度も入所を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。

○児童クラブの運営委託について

市の児童クラブ（公設の児童クラブ）は、民間事業者に運営委託し実施しています。

事業者名：株式会社アンフィニ
所 在 地：茨城県つくばみらい市板橋１８１２－１６
電話番号：０２９７－２０－７５７３

○開所時間と休所日

【開所時間】授業のある日　学校終業時　～ 午後７時
授業のない日（学校休業日）　午前７時３０分 ～ 午後７時
土曜日児童クラブ　午前７時３０分 ～ 午後７時
【休 所 日】日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）
その他休所を必要とする日

○夏休みなどの長期休業期間のみの入所について

夏休みなどの長期休業期間のみの入所も可能です。下記の受付期間内に申込みをお願いします。

夏休み　受付期間：令和９年６月１日　～６月１１日　入所決定時期：６月下旬
冬休み　受付期間：令和９年１１月１日～１１月１２日　入所決定時期：１１月下旬
春休み　受付期間：令和１０年２月１日～２月１０日　入所決定時期：２月下旬

※長期休業期間のみ利用される方は、休業期間ごとに入所の申請が必要となります。
※通年利用で入所されている方は、長期休業期間ごとの申請の必要はありません。

○負担金

区　　分	１人目（月額）		２人目以降（月額）	
	８月以外	８月	８月以外	８月
平日のみ利用	３，０００円	５，０００円	１，５００円	２，５００円
平日及び土曜日利用	４，０００円	６，０００円	２，０００円	３，０００円

※1 人目のみが休所した場合は、２人目以降を繰り上げて計算します。
例：１人目 3,000 円→休所０円　２人目 1,500 円→1 人目相当 3,000 円

	区　　分	１人目	２人目以降
長期休業期間のみ利用	夏季休業	７，０００円	３，５００円
	冬季、学年末・学年始休業	２，０００円	１，０００円
	学年末 又は 学年始休業	１，０００円	５００円

※長期休業期間のみ利用で土曜利用有の場合は、上記負担金に１，０００円（２人目以降は５００円）を加算します。
※児童クラブ入所に係る負担金は、原則、**口座振替**による納入をお願いしています。
（長期休業期間のみ利用の場合は、納付書による納入になります。）

○クラブ費

クラブ費として、負担金とは別に、遊び道具代や教材代、おやつ代等として保護者負担が必要となります。直接、児童クラブへ納めていただきます。

クラブ費：１人当たり　**月額２，０００円**

○保険加入

入所される児童全員に、傷害保険・賠償責任保険に加入していただきます。

保険料：１人当たり　**年額１，０００円**

※令和８年 11 月時点。今後変更になる場合があります。

○高学年（４年生以上）の入所について

定員の空き状況等によって、高学年（４年生以上）の児童よりも、低学年（１～３年生）の児童を優先してお預かりする場合があります。

○児童クラブ負担金・保育所保育料及び幼稚園授業料・学校（幼稚園）給食費の滞納について

児童クラブ負担金・保育所保育料・幼稚園授業料・学校（幼稚園）給食費の滞納がある場合は、申込みされたとしても、原則、不許可となります。（要相談）

また、入所後に上記料金の滞納のあることが判明した場合、または特別の事情（相談）なく負担金・クラブ費の未納が累積した場合は退所となる場合があります。

○その他

・児童クラブでの児童の様子について、必要に応じて書面や電子媒体等による記録を取ることがあります。（防犯等を目的としたもので公表を前提とはしていません。）
・児童の健康面・行動面で集団生活が不適当と認められる場合は、利用をご遠慮いただく場合があります。（特に他の児童への影響が大きいと判断される場合）
・入所事由の証明として提出いただいた書類については、入所後、内容が異なると思われる場合、内容の確認や追加の書類提出を求めることがあります。

○入所申込みに必要な書類

<table>
<tr><td>１</td><td colspan="5">入所申込書</td></tr>
<tr><td rowspan="6">２</td><td rowspan="6">入所を必要とする理由を証明するいずれかの書類</td><td rowspan="6">理由</td><td>就　労</td><td>就労証明書（注１）</td><td rowspan="6">提出対象者
父・母

児童と同世帯、同敷地に住む父方の祖父母・母方の祖父母
（祖父母については６５歳未満の方の各証明書が必要になります。）</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td>申立書</td></tr>
<tr><td>就　学</td><td>申立書・入学証明書等</td></tr>
<tr><td>出　産</td><td>申立書・母子手帳の写し
（出産予定日記載箇所）</td></tr>
<tr><td>病気
障がい
看護
介護</td><td>申立書・下記の添付書類
①医師の診断書等病気が証明できる書類（注２）
②障害者手帳の写し
③介護認定書の写し</td></tr>
<tr><td>災　害</td><td>申立書</td></tr>
</table>

（注１）・自営業（個人事業主、農家を含む）の場合は、**継続的事業実体があることを示す書類**（取引・仕入れの明細、出荷明細、確定申告書の写し等）を添付してください。なお、農業は**出荷をしていない場合（自家消費のみ）は入所できません。**

・令和９年度認定こども園（教育部分）・幼稚園入園申込に添付した就労証明書のコピーでも受付いたします。ただし、児童クラブ利用申し込みの３か月以内に取得したものに限りますので、それ以外については再度取得して提出してください。

（注２）・申込の３か月以内に取得したもの。また、子どもの保育ができない期間が長期にわたる場合、入所期間中に診断書の再提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※祖父母が令和９年度中に６５歳になる場合は、証明書類の提出は不要です。

※申込書類の記載事項に虚偽があった場合には、申込みが無効になります。

○申込書記入の注意

1	土曜日の利用	土曜の利用は、保護者等が土曜日も勤労等で家庭にいない場合に限ります。また、開設場所は市内１箇所【江戸崎地区児童クラブ】になりますので、ご注意ください。
2	学校名・学年	学年は、利用年度の学年を記入してください。 例：令和８年度中に令和９年度の入所申し込みをする際、申し込み時点で１年生の場合は【2 年生】と記入してください。
3	入所希望期間	入所期間は４月１日から翌年３月３１日までの１年間です。 入学式前の新１年生も４月１日から入所できます。
4	家族構成	父、母、父方の祖父母、母方の祖父母の氏名、生年月日及び年齢を記入してください。 市外在住等で、児童のお迎え等にも関与しない場合は、記載いただかなくても結構です。 また、祖父母が児童と同居、同敷地内に居住している場合かつ６５歳未満の場合は、申込理由へのチェックと確認書類の提出が必要になります。

○就労証明書記入の注意　※被雇用者の方の場合は、就労先事業者等に記入していただく書類ですが、下記の事項は例年記入漏れ等があるため、漏れがないかご確認ください。

1	雇用（予定）期間等	無期・有期にチェック✓が入っているかご確認ください。 無期の場合にも雇用開始日を記入してください。 有期の場合には開始日と終了予定日を記入してください。 自営業の場合は業を開始した日を記入してください
2	雇用の形態	自営業主・自営業専従者・家族従業者の場合は、就労証明書のほかに、継続的事業実体があることを示す書類として、自営業主の直近の確定申告書の写し等を添付してください。
3	就労時間	固定就労の場合は、勤務曜日にチェック✓を入れて、勤務時間をご記入ください。 変則就労の場合は、月間または週間の勤務時間と、主なシフト時間帯をご記入ください。 固定就労だが、繁忙期のみ土曜日勤務が発生する可能性がある場合は、【備考欄】にその旨ご記入ください。※土曜のクラブ利用を希望する場合等に確認いたします。
4	（雇用契約の）満了後の更新の有無	雇用（予定）期間が有期の場合、期間満了後の雇用の更新について、チェック✓が入っているかをご確認ください。 「無」の場合は、クラブの利用は就労証明書に記載された雇用（予定）期間までとなります。 「未定」の場合は、雇用（予定）期間が終了するタイミングで再度状況を確認させていただきます。

○入所申込みの流れ

申込場所：こども支援課 または 東支所

第一次募集（令和８年１１月２４日～１２月１１日：平日 ８：３０～１７：１５）

↓

審査・選考 → 選考結果通知（２月上旬に入所の可否決定通知を送付します。）

↓

第二次募集（令和９年1月１８日～1月３１日：平日 ８：３０～１７：１５）

（令和９年２月１日～2月５日 ：平日 ９：００～１６：３０）

↓

第二次募集は、定員に余裕がある児童クラブのみ行います。

審査・選考 → 選考結果通知（３月上旬に入所の可否決定通知を送付します。）

↓

随 時 受 付 → 選考結果通知

↓

随時受付は、第二次募集以降に入所児童数が定員を下回っている児童クラブで通年実施します。

各長期休業期間申込 → 選考結果通知

【申込期間まとめ】

募集区分	受付期間	結果通知時期
第一次募集（通年利用）	令和８年 11 月 24 日 ～ 12 月 11 日	２月上旬
第二次募集（通年利用）	令和９年１月 18 日 ～ ２月５日	３月上旬
随時募集（通年利用）	第二次募集以降定員に空きがあるクラブは随時	随時
春休み利用（R8-9）	令和９年２月１日 ～ ２月８日	２月下旬
夏休み利用	令和９年６月１日 ～ ６月１１日	６月下旬
冬休み利用	令和９年１１月１日 ～ 11 月 12 日	11 月下旬
春休み利用（R9-10）	令和１０年２月１日 ～ ２月 10 日	２月下旬

※通年利用で申込みをしている場合、各長期休業期間の利用申込みは不要です。

定員が超えている理由で入所が不許可になった方へ

※定員を超えている理由で入所不許可となった場合は、入所待機希望があるものとし、定員に空きが出た場合に入所手続きを行います。**入所待機希望がない方は「児童クラブ入所取下げ届出書」をこども支援課に提出**してください。

○児童クラブ一覧

児童クラブ名	定員	所在地・連絡先	受入小学校区
江戸崎地区児童クラブ （第１・第２・第３）	100	稲敷市江戸崎甲3277番地1 （専用施設） 電話：029-892-2860	江戸崎小学校
沼里地区児童クラブ	40	稲敷市沼田2661番地1 （沼里小学校内） 電話：029-892-3552	沼里小学校
高田地区児童クラブ	30	稲敷市高田989番地4 （高田小学校内） 電話：029-892-7935	高田小学校
新利根地区児童クラブ （第１・第２・第３）	100	稲敷市柴崎229番地1 （専用施設） 電話：0297-87-6100	新利根小学校
桜川地区児童クラブ	40	稲敷市柏木4番地19 （桜川小学校敷地内　専用施設） 電話：029-894-2305	桜川小学校
あずま東地区児童クラブ （第１・第２）	60	稲敷市佐原下手1番地1 （あずま東小学校敷地内　専用施設） 電話：0299-78-3605	あずま東小学校
あずま西地区児童クラブ （第１・第２）	60	稲敷市福田1125番地 （あずま西小学校内） 電話：0299-79-2300	あずま西小学校

※複数のクラスがある児童クラブは、入所決定後にクラス分けを行います。
※あずま西地区児童クラブは、あずま北小学校とあずま西小学校が統合することで、
令和９年度から２支援（2 クラス）として運営いたします。

土曜日児童クラブ	40	【江戸崎地区児童クラブで実施】 稲敷市江戸崎甲3277番地1 電話：029-892-2860	全学区対象

※土曜日は【江戸崎地区児童クラブ】で全学区の児童を対象に実施しています。

○問合せ先　　稲敷市　保健福祉部　こども支援課

TEL　０２９－８９２－２０００

ご不明な点がありましたら、児童クラブ担当までお問い合わせください